

## 子育て目的の休暇取得促進・時間外労働削減行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率90%以上

女性社員・・・女性社員全体で取得率100%を維持

<対策>

- 令和7年4月～ 各職場における休業者の業務力バー体制の検討（派遣社員を含む代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和7年4月～ 男性の育児休業促進を図るべく、出生届が人事総務課に提出された後、説明を直接本人に行い育児休業の実施を促進

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月7時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 各職場の残業時間状況を確認
- 令和8年10月～ 業務量の見直し、事務の効率化などの取組実施
- 令和9年4月～ 課題を確認と再検討

目標3：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校3年生の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和7年4月～ 制度変更・規程改訂